

みんなとオレンジカフェ事業業務委託仕様書

1 件名

みんなとオレンジカフェ事業業務委託

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

港区内区有施設等

4 目的

本業務は、港区医療機関連携型認知症介護者支援事業実施要綱(平成26年4月1日26港保高第25号)に基づき、次の事項を目的とした「みんなとオレンジカフェ」の5地区(芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区、芝浦港南地区)における業務を委託するものである。

- (1) 認知症初期の人やその家族の相談に応じ、認知症の人及び認知症の疑いのある人とその家族が地域で安心して生活できるよう、認知症の早期発見・診断・対応の取組の一つとして実施する。
- (2) 地域の医療・福祉等の連携を推進し、認知症の人を適切な医療・福祉・介護の支援に繋げる場を創出する。
- (3) 認知症予防の啓発のため、認知症の正しい知識の普及や認知症予防への取組を実施する。

5 事業者の資格要件

受注者は、次に規定する要件を満たしていなければならない。

- (1) 認知症の人及び認知症の疑いのある人とその家族(以下「認知症の人等」という。)の心身の状況、置かれている環境、福祉サービスの利用に関する意向等の事情を勘案し、その特性に応じた支援を的確に行える法人等であること。
- (2) 認知症の人等の相談や支援に専門的に対応できるア・イいずれか人材を有し、総合的な支援を行えること。
 - ア 保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等認知症支援に必要な資格を有する者。
 - イ 認知症の医療や介護における専門的知識があり、認知症の人及びその介護者支援に1年以上従事した者。
- (3) 事業実施に際しては、各事業それぞれの実施場所の定員に応じた適切な人員を配置すること。ただし、運営スタッフとして認知症の人及びその介護者支援業務経験者を1回につき複数人配置すること。また、当日従事する運営スタッフのうち1名は、認知症の人及びその介護者支援業務経験年数が原則として3年以上従事した者とする。
- (4) 上記(2)・(3)を確認できる運営スタッフ名簿、有資格証の確認できるものについて、契約締結後速やかに提出すること。

6 業務内容

(1) みんなとオレンジカフェ

以下の認知症高齢者等に対するグループ事業を実施する。また、対象者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

ア 対象者

区民で認知症の人やその家族、認知症予防に関心のある人。

イ 回数・時間

(ア) 通常カフェ

5地区で毎月1回ずつ（8月を除く。年間55回）、午後1時から午後4時まで実施すること。

(イ) 土曜日カフェ

5地区で年1回ずつ（年間5回）、土曜日の午後2時間程度で実施すること。

なお、実施に関しては、開催場所や時間を発注者と協議の上実施すること。

ウ 内容

通常カフェは（ア）～（エ）、土曜日カフェは（ア）及び（イ）を実施すること。

（ア）利用者同士の交流の場の運営。

（イ）認知症に関する相談の受付。

（ウ）認知症専門医による講話（1時間）と個別相談（30分）の対応。なお、個別相談は、運営スタッフが同席すること。

（エ）月1回、認知症予防プログラム（音楽、歯科医師による口腔嚥下講話、管理栄養士による講話等）を実施すること。なお、実施時間は1時間とする。

(2) ボランティア養成講座及びフォローアップ講座

地域住民が認知症の人への理解や関わり方を学ぶことができる講座を実施し、認知症の人やその家族を見守るボランティアを養成すること。

ア 対象者

認知症の人やその家族を地域で見守るボランティアとして、区内で活動できる人。

イ 募集人数

20名（先着順）

（会場収容人数及び申込人数等により若干名の調整をする場合がある。）

ウ 回数・時間

(ア) ボランティア養成講座

年1回、2日間コース

(イ) ボランティアフォローアップ講座

年2回、各回2時間

エ 内容

認知症に関する知識や社会制度、支援に必要なスキルを習得できるものとする。

オ その他

（ア）受注者は、参加者の申込受付を行うこと。

（イ）実施後、参加者へアンケートを実施し、アンケート結果を実施報告書に添えて発注者へ提出すること。

(3) 交流会

認知症の人やその家族が、地域で支え合えるよう交流会を実施する。

気持ちを和らげ交流しやすくするため、音楽の演奏を楽しむ会と交流会の二部構成と

し、介護家族の仲間づくりを図る。

ア 対象者

区民で認知症の人やその家族、認知症予防に関心のある人。

イ 募集人数

各30名（先着順）（会場収容人数等により若干名の調整をする場合がある。）

ウ 回数・時間

年3回、各回2時間。ただし、通常カフェの中で実施することも可とする。

エ 内容

音楽家による演奏と家族の交流の2部構成とする。

(4) 認知症予防講演会

区民の認知症への関心を高め、正しい知識を持って認知症予防への取組を促すための講演会を実施すること。

ア 対象者

区民で認知症の人やその家族、認知症予防に関心のある人。

イ 募集人数

各30名（先着順）

（会場収容人数及び申込人数等により若干名の調整をする場合がある。）

ウ 回数・時間

年2回、各回2時間

うち1回は区民向け、1回は介護家族向けの内容とすること。また、ボランティア養成講座と同時開催も可とする。

エ 内容

認知症予防の専門家や医師による講演等

オ その他

(ア) 受注者は、参加者の申込受付を行うこと。

(イ) 実施後、参加者へアンケートを実施し、アンケート結果を実施報告書に添えて発注者へ提出すること。

(5) 本人ミーティング事業

認知症本人同士の交流を主としたグループ事業や、多世代交流や地域の繋がりを深めることができる会の運営を実施すること。

ア 対象者

区民

イ 回数・時間

5地区で年1回（年間5回）。各回2時間程度

ウ 内容

(ア) 利用者同士の交流の場の運営

(イ) 認知症の普及啓発

エ その他

事業の実施にあたっては、関係機関や地域で活動するボランティアと連携すること。

(6) その他

ア 事業内容の企画、講師や演者の選定・依頼・実施内容の調整は、受注者が行う（ただし、通常カフェにおける認知症専門医への依頼は、発注者が行う。）。なお、講師の選定にあたっては、港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会、港区

薬剤師会と連携して実施すること。

- イ 事業の実施に際し必要な物品は、受注者が準備をすること。
- ウ 事業の年間案内チラシは発注者が作成・配布し、その他実施当日に使用する資料やプログラムは、受注者が作成・配布すること。
- エ 受注者は、利用者の情報、相談内容、実施記録（日報）及びその他必要な事項を記録し、厳重に管理すること。
- オ 事業の実施に際し、高齢者支援に携わる関係機関・関係者との連携に努めること。
- カ 参加者から食費や材料費として費用を徴収する場合、徴収金額については、事前に発注者と協議すること。
- キ 受注者は、参加者及びボランティアに対して、別紙1に提示する傷害保険に加入すること。
- ク 参加者からの意見・要望・苦情に対し、発注者と調整の上、適切に対応すること。

7 事業計画書の提出

受注者は、事業の日程や会場（原則、区有施設）を発注者と協議の上、契約締結後速やかに年間の事業スケジュールを提出し、承認を受けること。

また、各事業の実施内容の詳細は、発注者と協議の上決定し、実施の2か月前までに実施計画書を提出すること。ただし、4・5月分は、契約締結後速やかに提出すること。

8 実施報告書の提出

受注者は、毎月の活動状況や利用者からの相談内容等を、翌月10日までに書面にて発注者へ報告すること。3月の実施報告は、3月31日までに提出すること。

なお、参加者へアンケートを実施する事業については、実施報告書とあわせてアンケート結果も提出すること。

9 支払方法

業務の履行確認後、受注者からの請求に基づいて、各月で支払うこととする。

10 非常事態発生時の対応

- (1) 非常災害ややむを得ない理由により事業の実施が困難になった場合や、その恐れがある場合、参加者が事故にあった場合や参加者との間に紛争が生じた場合等緊急事態が発生した場合は、受注者は適切な処置を講ずるとともに参加者の安全を確保し、直ちに発注者に報告すること。また、早急に報告書を提出すること。
- (2) 非常災害ややむを得ない理由により事業を中止・延期・縮小実施等する場合は、事前に発注者と協議すること。
- (3) 非常災害ややむを得ない理由により事業が中止となった場合は、受注者が利用者や関係機関への中止の連絡、利用者への訪問電話等を行うこと。その際、中止に伴う諸経費については、発注者と協議の上支払うこととする。ただし、報償費等中止により発生しなかった委託料については、発注者と協議の上支払わないこととする。

11 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙2「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

12 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン(平成29年3月16日付改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

13 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、業務責任者及び業務担当者をおくこと。なお、業務担当者については、複数人配置することも可とする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、別途発注者と受注者で協議の上、定めることとする。

14 担当

港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者相談支援係 担当 國廣

電話 3 5 7 8 - 2 1 1 1 内線 2 4 1 0

メールアドレス minato22@city.minato.tokyo.jp

みんなとオレンジカフェ事業 参加者及びボランティアへの傷害保険補償額

種別	金額
死亡	200万円以上
入院日額	2,500円以上
通院日額	1,500円以上

※上記補償額を最低基準とすること。

※補償の範囲としては、事業参加のために自宅から直接会場に向かい、事業終了後自宅に直接帰宅した場合に限る。

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、

継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。
※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。